

東日本大震災後の輸出と日本政府の対応

(1) 我が国の食品・製品に対する諸国の対応と風評問題

2011年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力・福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の事故に関連して、一部の国・地域において、農林水産物・食品を中心に我が国輸出品への輸入停止や産地証明書、放射性物質検査証明書等の添付を求める等の措置がとられている。現在までに鉱工業品への輸入規制は概ね撤廃されている¹が、農林水産物・食品については撤廃²が進んでいるものの、一部の国・地域でいまだ措置が残っている³。

最も広範な輸入停止措置を維持しているのは中国である。2011年4月に導入した措置を一部緩和したが、現在も10都県産の全ての食品、飼料（新潟県産の米を除く）に対する輸入停止を継続している。さらに、その他37道府県の「野菜・果実、乳、茶葉等（これらの加工品を含む）」について、ストロンチウム90等の分析報告を要求しており、事実上輸入を停止している。

韓国は、2011年3月以降、日本産農林水産物・食品への輸入規制を順次導入。さらに、2013年9月には輸入規制を強化し、(i)8県産⁴の全ての水産物の輸入停止措置、(ii)輸入通関時に放射性物質が検出された場合、ストロンチウム等の検査証明書を追加要求する等の輸入規制を講じている。我が国はこれら規制の撤廃に向けた働きかけを行ってきたところであり、2015年9月には、我が国の要請によりWTO協定に基づくパネルが設置され、2019年4月に

上級委員会報告書が公表された（詳細は第I部第7章を参照）。

台湾は、2011年3月以降、日本産農林水産物・食品への輸入規制を導入。2022年2月に措置を一部緩和したが、現在も5県産のきのこ類等に対する輸入停止を継続するとともに、47都道府県産の全ての食品（酒類を除く）への産地証明書の添付、5県産の全ての食品（酒類を除く）及び一部の都県産の一部の品目への放射性物質検査報告書の添付等を義務付けている。我が国は、福島第一原発の事故直後から、我が国の食品・製品の安全性を確保するため、国際基準⁵に準じて、徹底した措置を講じること、当該措置につき各国・地域の政府・報道機関・消費者に対し迅速かつ正確な情報発信を実施すること、輸入規制を継続している国・地域に対して科学的根拠⁶に基づき規制の撤廃を働きかけることを柱とし、我が国輸出品の安全性を確保すべく官民を挙げて取り組み、同時に各国・地域に対して国際ルールに従って冷静に対応するよう呼びかけてきている。

【参考】各国・地域の規制撤廃状況

< 鉱工業品 >

現在までに、中東諸国の一部⁷を除き、我が国鉱工業品に対する輸入禁止や証明書添付の要請といった規制は概ね撤廃されている。（サンプル検査は一部の国・地域で引き続き実施されている。）⁸

< 農林水産物・食品 >

• これまでに43か国・地域が規制を撤廃した。

¹ エジプトのみ、一部鉱工業品（スクラップ、原材料）に対する輸入禁止措置を継続している。

² カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ（一部の野生動物肉を除く）、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モリシヤス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、アラブ首長国連邦（野生鳥獣肉を除く）、イスラエル、シンガポール、米国、英国（北アイルランドを除く）、インドネシア

³ 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸入規制措置の現状については、農林水産省 HP で最新状況を公開中。「諸外国・地域の規制措置」

https://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html

⁴ 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県

⁵ 食品に関するコーデックス委員会（年間線量 1mSv 未満）、飲料水に関する WHO の放射性物質の指標値（10Bq/kg）、空間線量に関する ICRP 基準（年間線量 緊急時 100mSv 未満、平常時 1mSv 未満）等。

⁶ このような貿易制限的な措置について科学的根拠を要求する国際法上の根拠は、SPS 協定と TBT 協定である。

⁷ オマーン、イラン、イラク、クウェート、エジプト、レバノン、ウガンダ

⁸ 「諸外国・地域における放射線検査 実施状況等（鉱工業品分野）」（2013年4月12日現在）

http://www.meti.go.jp/earthquake/smb/commodities_link_02.pdf

農林水産物・食品の輸入停止措置を講じている国・地域（2023年2月28日現在）

国・地域	輸入停止措置対象都県	輸入停止品目	
中国※	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野	全ての食品、飼料	
	新潟	米を除く食品、飼料	
香港	福島	野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳	
台湾	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	きのご類、コシアブラ、野生鳥獣肉	
	日本国内の出荷制限措置の対象地域	日本国内の出荷制限措置の対象品目	
韓国	青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉	全ての水産物	
	青森、岩手、宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡	米、大豆、小豆、野菜、果物、原乳、飼料、茶の一部品目	
マカオ	福島	野菜、果物、乳製品、食肉・食肉加工品、卵、水産物・水産加工品	

※中国は、10都県以外の野菜、果実、乳、茶葉等（これらの加工品を含む）について放射性物質検査証明書の添付を求めているが、放射性物質の検査項目が合意されていないため、事実上輸入が認められていない。

（2）我が国食品・製品安全確保のための取組

①モニタリング体制の迅速な構築

（a）大気・土壌・水道水・海水

2011年3月14日以降、政府は、空間、海域、上水道等につきモニタリングを実施、結果を各省庁のホームページで公表するほか、農林土壌についても、地方自治体・大学と協力して福島県他近隣5県でモニタリングを実施、放射性物質の分布を把握し、除染計画の検討材料としている。なお、これまでのモニタリング結果を参照すると、避難区域外の我が国主要都市における大気や土壌等の放射性物質量は、人体に影響を及ぼす水準⁹に無い。

（b）食品モニタリング

福島第一原発の事故後周辺環境から放射能が検出されたことを受け、日本政府は、食品衛生法上の措置として、原子力安全委員会により示された「飲食物摂取制限に関する指標」を暫定規制値とし、規制値が指標を上回る食品については食用に供されないよう2011年3月17日に各自治体に通知した。この暫定規制値を超える放射線量が測定された食品について出荷制限が当初実施されたが、その後、

継続的かつ正確なモニタリングにより、確実に安全と判断された品目から出荷制限は解除されている。

（c）空港・港湾等のモニタリング

日本政府は、2011年3月20日から成田及び羽田空港における放射線量の測定を実施している。同年4月中旬から港湾の大気及び海水についても毎日測定し、結果を国土交通省ホームページ¹⁰等で公表してきている。さらに港湾内の船舶についても、同年4月22日に発出された「船舶に関する放射線測定のためのガイドライン」に基づき、同年4月28日から放射線量測定を実施している。

②我が国輸出品の安全性に対する信頼確保

輸出される農林水産物・食品に関しては、国内流通過程での検査に加え、水際においても我が国産品の安全性に対する信頼を確保するために、主要な諸外国・地域における食品の検査や規制強化の状況について輸出業者に情報提供し、必要に応じ放射性物質検査証明書や産地証明書等を発行している。鉱工業品に関しては、海外の取引先から放射線量に関する証明を求められた場合には、輸出企業に対して、放射線量検査機関の紹介や商工会議所による証明サービスの周知を実施し、ジェットロに相談窓口を設置する他、全国42か所の貿易情報センターで個別に企業の相談に対応している。

⁹ 原発から230km以上離れた東京においては、震災直後の3月15日に一時的に大気中の放射性物質レベルが上昇したものの、現在は原発事故前の通常測定値範囲内にある。また福島では、3月15日、16日に25μSv/h程度の高い数値が観測されたが、その後は1~3μSv/hの水準で推移している。なお、放射線量は建材などの遮蔽物があると減衰する性質があり、実際に受ける放射線量は大気中の測定値より少なくなる。なお、これら放射線量の目安であるが、例えば2μSv/hを屋外で1年間浴び続けた場合、CTスキャン2.5回分に相当する被ばく量となる。

¹⁰ http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr1_000040.html

また、政府による風評被害対策の一環として、国が指定した検査機関で輸出品（農水産品も含む）の放射線検査を行う際の検査料の補助¹¹を2013年3月末まで実施していた¹²。

さらに港湾において、「港湾における輸出コンテナの放射線測定のためのガイドライン」に基づき、2011年4月28日から、公的機関（国、港湾管理者、日本海事協会）による輸出コンテナ及び船舶の放射線測定に対する証明書の発行が順次開始されている。

③正確で効果的な対外情報発信

（a）風評払拭に向けた取組の推進体制

日本政府は、関係府省庁で構成する「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」を設置し、2017年12月に「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を策定した。これに基づき、国内外に対する正確で効果的な情報発信等に取り組んでいる。

（b）政府に対する情報発信

震災発生直後より、国際会議などの場で、総理大臣や閣僚による情報発信を実施してきている。各国の輸出入関連措置等に関しては、各国の関係当局が科学的かつ合理的な判断に基づいて適切な対応を行うよう要請してきた。現在に至るまで、国際会議や海外出張時・来日時の会談など、あらゆる機会を捉えハイレベルでの働きかけを継続してきている。

（c）産業界・プレス等に対する情報発信

日本政府は、全ての在外公館（大使館、総領事館等）に対し震災関連の情報発信を強化するよう指示を行い、世界各地における在外公館による説明会を開催している。また、輸入規制の撤廃及び風評被害払拭を目的とした被災地の産品を利用したレシピ作成やPR活動、メディアを利用した宣伝等を実施している。さらに、国内でも各種説明会を開催しており、特に在京外交団・在京プレス特派員等を対象に、記者会見やブリーフィングを実施している。その他、対メディアの個別インタビューへの対

応やプレスリリース等の発出を通じた関連情報の迅速な発信の取組、海外メディアの招聘等を行っている。

（3）まとめ

原発事故と原子力災害発生を受け、我が国は日本産品の安全性を確保すべく、早急に対応を実施してきた。しかし各国・地域が日本産品に対して規制を強化した結果、被災地から遠く離れた地域の産品に対しても検査等多大なコストが生じ、品目によっては輸出自体ができなくなる事態が発生した。

東日本大震災及び原発事故後、我が国は、国際社会の要請に応え、透明性を確保しつつ迅速かつ正確な情報提供に最大限努めてきた。事故直後迅速に構築された大気・水・食品等のモニタリング体制、食品の流通過程での厳格な検査体制、港湾での輸出産品のモニタリング体制を確立したことで、我が国産品の安全性は確保されている。

また大気等のモニタリングによる検査結果は、震災後の早い段階で各種数値が低減していることを示しており、ICAO（国際民間航空機関）やIMO（国際海事機関）といった国際機関からも事故直後から我が国への渡航等の安全性を明示する報道発表がなされてきた¹³。さらにIAEAからは、我が国の原発事故への対応は、取り得る最良のものであったとの評価を受けている¹⁴。我が国の官民挙げた努力と、このような国際機関による評価等により、鉱工業品に対する規制は概ね撤廃されている。

農林水産物・食品については、前述のとおり政府一丸となって撤廃に向けた働きかけを行ってきた結果、規制を講じた55の国・地域のうち、43の国・地域が規制を撤廃したが、12の国・地域で規制を継続している。日本として、引き続き最大限の透明性をもって迅速かつ正確な情報発信をするよう努めることはもちろんであるが、各国・地域政府としても、不当な輸入禁止等の措置をとらず、国際ルールに則って対応すべきである。

¹¹ 貿易円滑化事業費補助金 補助率- 中小企業：10分の9、大企業：2分の1

¹² <http://www.meti.go.jp/earthquake/smb/pdf/130430a.pdf>

¹³ 国際民間航空機関（ICAO）「日本への渡航制限はない」（2011年3月18日付けプレスリリース）

<http://www.icao.int/Newsroom/Pages/no-restrictions-on-travel-to-japan.aspx>

国際航空運送協会（IATA）「日本への渡航制限はない」（2011年3月19日付けプレスリリース）

<http://www.iata.org/pressroom/pr/Pages/2011-03-18-02.aspx>

国際海事機関（IMO）「日本港湾での放射能による健康被害はない」（2011年3月24日付けプレスリリース）

<http://www.imo.org/MediaCentre/PressBriefings/Pages/13-navigation-off-japan.aspx>

¹⁴ IAEA 調査団報告書 “IAEA INTERNATIONAL FACT FINDING EXPERT MISSION OF THE FUKUSHIMA DAI-ICHI NPP ACCIDENT FOLLOWING THE GREAT EAST JAPAN EARTHQUAKE AND TSUNAMI”

